

司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則の一部改正に関する意見募集の実施について

平成16年 月 日
司法試験委員会

司法試験法第6条の2により、法務大臣から同法第4条第1項第4号に基づく法務省令「司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則」(昭和50年司法試験管理委員会規則第1号)について、諮問があり、同規則の改正を検討しています。

つきましては、以下のとおりご意見等を募集します。

1 意見募集の対象

第一次試験の免除要件について弾力化を図るため、法務省令「司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則」(昭和50年司法試験管理委員会規則第1号)の一部を改正し、以下の措置を講ずる。

司法試験委員会において、個別の受験資格審査により、学校教育法に定める大学(短期大学を除く。)を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、受験しようとする年の3月31日までに22歳に達しているものに対し、第一次試験を免除する。

[詳細はこちらをクリック](#)

参照条文 司法試験法(抄)

司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第1次試験を免除される者に関する規則

2 意見募集期間

平成16年 月 日()から同年 月 日()まで

3 意見提出方法

郵便又は電子メールにより提出してください。電話での受付はしておりませんので、あらかじめご了承ください。

[記載事項]

住所

氏名(法人又は団体の場合は、名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地)

連絡先の電話番号

ご意見(日本語でご提出ください)

4 意見提出先

電子メール : [\(メールアドレスを記載\)](#)

郵送 : 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

司法試験委員会庶務担当

法務省大臣官房人事課企画第二係

表に赤字で「意見提出」と明示してください。

5 注意事項等

- (1) お寄せいただいたご意見については、取りまとめの上、規則改正の参考にさせていただきます。
- (2) お寄せいただいたご意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 提出された方の氏名（法人又は団体の場合は、名称）、ご意見の内容等を公開する可能性があることをあらかじめご了承ください。

6 問い合わせ先

法務省大臣官房人事課企画第二係

TEL：03 - 3580 - 4111（内線2109）

司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則の一部改正について（意見募集）

1 趣旨

司法試験第一次試験（以下「第一次試験」といいます。）は、司法試験第二次試験（以下「第二次試験」といいます。）を受けるのに相当な教養と一般的学力を有するかどうかを判定するために行われるものですが、「学校教育法に定める大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目学習を終わった者」等については、その能力の証明が得られているものとして第一次試験を免除されています。

一方、近年における大学・大学院入学資格の弾力化や規制改革の推進等を踏まえ、法務大臣は、司法試験を実施する司法試験委員会に対し、第一次試験の具体的免除要件を定めている「司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則」（昭和50年司法試験管理委員会規則第1号）の改正について諮問を行いました。

このたび、これに対する同委員会の意見が取りまとめられましたので、これを公表して、広く国民の皆様からのご意見を募集します。

2 改正内容

第一次試験免除要件の弾力化を図るため、新たに次の要件を満たす者について、同試験を免除します。

司法試験委員会において、個別の受験資格審査により、学校教育法に定める大学（短期大学を除く。）を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者で、受験しようとする年の3月31日までに22歳に達しているもの

3 参考事項

司法試験委員会による個別の受験資格審査については、年齢と同様に、受験しようとする年の3月31日までの証明等の得られている学習歴等について、同委員会があらかじめ定めて公表する手続等により、申請のあった個々人について、次の指針に基づいて行うことを予定しています。

学校教育法に定める短期大学の卒業等により大学編入学資格を有する者で、更に短期大学等における履修科目の種類、内容等の学習歴を考慮して、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者

大学編入学資格を有しない専修学校若しくは各種学校の修了者又はその他の国内外の教育施設の修了者等で、それらの教育施設における学習歴等を考慮して、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる者